

茨城県報 号外

昭和49年10月12日

土曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告示

●道路の区域変更(2件)(道路維持課).....	1	ページ
●道路の供用開始(5件)(").....	2	

告示

茨城県告示第902号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和49年10月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年10月12日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 結城岩井線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
結城市大字鹿窪字向原 1418番の1地先から	旧	メートル 最大 7.6 最小 4.5	メートル 1,870.0	
結城市大字上山川字矢橋 2486番の1地先まで	新	最大 33.0 最小 11.5	1,805.0	

茨城県告示第903号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和49年10月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年10月12日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 筑波益子線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡真壁町大字飯塚 字11番耕地533番地先から	旧	メートル 最大 10.4 最小 5.1	メートル 2,230.0	
		最大 75.0 最小 13.5	3,023.0	
真壁郡真壁町大字臼井字台ノ内 529番地先まで	新	最大 75.0 最小 13.5	3,023.0	

茨城県告示第904号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和49年10月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和49年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 結城岩井線
- 2 供用開始の区間 結城市大字鹿窪字向原1418番の1地先から
結城市大字上山川字矢橋2486番の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和49年10月12日

茨城県告示第905号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和49年10月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和49年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 筑波益子線
- 2 供用開始の区間 真壁郡真壁町大字飯塚字11番耕地533番地先から
真壁郡真壁町大字山尾字北戸張1055番の3地先まで
真壁郡真壁町大字桜井字並木307番の1地先から
真壁郡真壁町大字石井字台ノ内529番まで
- 3 供用開始の期日 昭和49年10月12日

茨城県告示第906号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和49年10月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 石岡下館線
 - 2 供用開始の区間 真壁郡真壁町大字山尾字中坪547番の2地先から
真壁郡真壁町大字真壁字下宿120番の1地先まで
 - 3 供用開始の期日 昭和49年10月12日
-

茨城県告示第907号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和49年10月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 一般国道 245号
 - 2 供用開始の区間 勝田市大字長砂字横道東875番地先から
勝田市大字馬渡字西並木下1130番の1地先まで
 - 3 供用開始の期日 昭和49年10月12日
-

茨城県告示第908号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和49年10月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年10月12日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 一般国道 294号
 - 2 供用開始の区間 下館市西谷貝字沼堀340番地先から
下館市折本字板堂802番地先まで
 - 3 供用開始の期日 昭和49年10月12日
-

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は，昭和49年4月1日から送料とも1カ月700円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 7 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所